

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年5月13日
【四半期会計期間】	第12期第3四半期（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）
【会社名】	リアルコム株式会社
【英訳名】	Realcom Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷本 肇
【本店の所在の場所】	東京都台東区柳橋1-4-4 ツイントラスビル6F
【電話番号】	03-5835-3180
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 山本 融
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区柳橋1-4-4 ツイントラスビル6F
【電話番号】	03-5835-3180
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 山本 融
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第3四半期連結 累計期間	第12期 第3四半期連結 累計期間	第11期 第3四半期連結 会計期間	第12期 第3四半期連結 会計期間	第11期
会計期間	自平成21年 7月1日 至平成22年 3月31日	自平成22年 7月1日 至平成23年 3月31日	自平成22年 1月1日 至平成22年 3月31日	自平成23年 1月1日 至平成23年 3月31日	自平成21年 7月1日 至平成22年 6月30日
売上高(千円)	570,863	522,409	187,283	186,839	762,258
経常損失() (千円)	139,216	81,887	54,641	8,413	234,740
四半期純利益及び(当期)純損失 () (千円)	144,114	11,040	56,218	73,178	654,778
純資産額(千円)	-	-	166,653	336,470	339,669
総資産額(千円)	-	-	777,280	180,957	320,590
1株当たり純資産額(円)	-	-	9,742.65	21,280.92	21,537.48
1株当たり四半純利益及び(当 期)純損失金額() (円)	8,911.35	682.72	3,476.26	4,525.03	40,488.39
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	20.3	190.2	108.6
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	173,377	174,820	-	-	140,384
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	9,683	90,136	-	-	7,081
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	62,194	9,230	-	-	129,908
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	143,223	41,817	121,591
従業員数(人)	-	-	71	64	71

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第11期第3四半期連結累計期間、第12期第3四半期連結累計期間、第11期第3四半期連結会計期間及び第11期については潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。また、第12期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載はしておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社連結子会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数（人）	64	(5)
---------	----	-----

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外部への出向者は除き、グループ外からの出向者を含むほか、常用パートを含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含み、常用パートは除く）は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数（人）	36	(4)
---------	----	-----

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者は除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用パートを含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含み、常用パートは除く）は、当第3四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは開発を終了し製品化したソフトウェアの販売を行っており、受注から売上までの期間が短いため、生産実績は販売実績とほぼ一致しております。従いまして、生産実績に関しては販売実績の欄をご参照ください。

(2) 受注状況

当第3四半期連結会計期間の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

区分	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
日本				
リアルコム株式会社	286,290	-	246,432	-
その他	6,298	-	4,453	-
北米				
Realcom U.S., Inc.	4,238	-	6,005	-
その他地域	14,651	-	-	-
調整額	19,339	-	-	-
合計	292,140	-	256,891	-

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

区分	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	前年同四半期比(%)
日本		
リアルコム株式会社(千円)	172,099	-
その他(千円)	5,327	-
北米		
Reacom U.S., Inc(千円)	14,100	-
その他地域(千円)	14,651	-
調整額(千円)	19,339	-
合計(千円)	186,839	-

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間における主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
日本たばこ産業株式会社	39,600	21.1	28,639	15.0

3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。なお、事業等のリスクの将来に関する事項については、当四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

（提出会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社

の経営に重要な影響を及ぼす事象）

当社グループは、前連結会計年度において営業損失205,320千円、経常損失234,740千円を計上し、さらにのれんの減損等による特別損失414,103千円が発生したことから、当期純損失654,778千円を計上いたしました。また、3期連続で当期純損失を計上することとなり、その結果、前連結会計年度末の純資産は339,669千円の債務超過になっております。当該状況により、前連結会計年度末において、当社グループにおいては継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在してございました。当第3四半期連結会計期間においては、営業損失3,489千円、経常損失8,413千円、米国事業売却により四半期純利益73,178千円を計上しておりますが、引き続き336,4700千円の債務超過となっております。当該状況より、当社グループにおいては継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在してあります。

当社グループは、当該状況を解消すべく、引き続き、以下の施策に取り組んでおります。

（1）財務基盤の強化

財務基盤の強化については、足元資金繰りの安定化として、唯一の借入先である株式会社三菱東京UFJ銀行から返済期日の延長等による継続的な支援及びつなぎ資金として事業会社（オープンアクセスフィア株式会社）から当社資産を担保とした借入を実行する一方、米国事業において一部事業売却による売却収入を実現しました。なお、つなぎ資金としての事業会社からの借入については、米国事業売却収入の一部により3月末現在、全額返済しております。また、米国事業については、引き続き資産売却等を行い、国内事業へ経営資源を集中する体制を整え、リアルコム単体における資本業務提携を早期に実現することにより、財務基盤の強化を図ってまいります。

（2）収益力の強化

収益力強化については、リアルコム単体において、KnowledgeMarket及びNintex社製品のライセンス、SI、保守売上及びコンサルティング売上などを堅調に維持しており、今後、一部立ち上がりを見せているスマートフォン関連サービスやマイクロソフト製品であるSharePoint関連クラウドサービスの本格稼働により収益基盤の強化を図ってまいります。尚、当第3四半期連結累計期間におけるリアルコム単体の業績については、売上高が前年同期比1.8%増となり、営業損益、経常損益ともに黒字化を達成しており、効率的な事業運営により収益回復基調となっております。また、米国事業については、引き続き資産売却等を行い、国内事業へ経営資源を集中する体制を整えることにより、国内事業のいっそうの収益強化を図ってまいります。

これら施策を着実に実行することにより、早期に債務超過を解消し、経営基盤の安定化を図ってまいります。

しかしながら、財務基盤強化については関係者との協議を行いながら進めている途上であるため、また、収益力の強化への取組の実現の時期などについても、当社を取り巻く経営環境は依然厳しいものと予想されることから現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び当社連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、当初、円高、原油価格高騰、不安定な世界情勢などの先行きに対する懸念はあるものの、企業のIT関連投資に対する投資意欲に緩やかな改善が見られておりましたが、3月の東日本大震災が発生し、経済活動が大きく低下しております。

こうした環境の中、当社グループは前連結会計年度におけるのれんの減損等による債務超過の状況を解消すべく、下記の施策を実施いたしました。

リアルコムにおける資本増強及び海外事業への外部資本導入による財務基盤の強化

国内事業及び海外事業における収益力強化

財務基盤の強化については、足元資金繰りの安定化として、唯一の借入先である株式会社三菱東京UFJ銀行から返済期日の延長等による継続的な支援を受けるとともに、米国事業において一部事業売却による売却収入を実現しました。なお、前連結会計期間において、実行した、つなぎ資金としての事業会社からの借入については、米国事業売却収入の一部により3月末現在、全額返済しております。また、米国事業については、引き続き資産売却等を行い、国内事業へ経営資源を集中する体制を整え、リアルコム単体における資本業務提携を早期に実現することにより、財務基盤の強化を図ってまいります。

収益力強化については、リアルコム単体において、KnowledgeMarket及びNintex社製品のライセンス、SI、保守売上及びコンサルティングなどを堅調に維持しており、今後、一部立ち上がりを見せているスマートフォン関連サービスやマイクロソフト製品であるSharePoint関連クラウドサービスの本格稼働により収益基盤の強化を図ってまいります。当第3四半期連結会計期間におけるリアルコム単体の業績については、売上高172,099千円（前年同期比7.4%増）、営業利益29,197千円（前年同期12,150千円の営業損失）となり、前年同期比で大幅な改善となっており、効率的な事業運営により前会計年度に引き続き、収益回復基調を維持しております。

一方、米国子会社であるRealcm USにおいては、一部事業売却により財務基盤強化へ貢献はしたものの、既存顧客及び新規売上が想定を下回るなど、厳しい状況が続いております。

この結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は186,839千円（前年同期比0.2%減）、営業損失は3,489千円（前年同期54,713千円）、経常損失は8,413千円（前年同期54,641千円）、四半期純利益は73,178千円（前年同期56,218千円の損失）となりました。

製品・サービス別の業績は以下のとおりであります。

1. ソフトウェアライセンス

当社主力製品「KnowledgeMarket」の既存のお客様への導入及びGSA Extenderの導入があり、又、子会社オージェテクノロジーにおいては製品導入があった結果、売上高は12,801千円（前年同期比%29.5減）となりました。

2. システムインテグレーション

当社においては「KnowledgeMarket」の既存のお客様からの売上加えて、CCH社への機能強化契約における工事進行基準での売上がありました。また、米国子会社における既存のお客様に対する売上及び子会社オージェテクノロジーにおける売上がありました。結果、売上高は22,731千円（前年同期比439.6%減）となりました。

3. ビジネスコンサルティング

当社において情報共有に関連するコンサルティングやKPO（ナレッジ・プロセス・アウトソーシング）案件を受注した結果、売上高は63,080千円（前年同期比22.6%減）となりました。

4. 運用保守

当社において「KnowledgeMarket」等及び他社製品である「Nintex Workflow」における運用保守サービス、米国子会社及び子会社オージェテクノロジーにおいて運用保守サービスを提供した結果、売上高は66,980千円（前年同期比3.9%減）となりました。

5. その他

SharePoint関連事業においてNintex社製品及びGoogle Search Applianceの売上により、売上高は21,245千円（前年同期比55.4%増）となりました。

当第3四半期連結会計期間におけるセグメント別業績は、次の通りであります。

1. 日本

リアルコム及び子会社オージェテクノロジーの業績として、売上高177,427千円（前年同期比6.2%増）、営業利益30,205千円（前年同期9,830千円の損失）となりました。

2. 北米

子会社リアルコムUSの業績として、売上高14,100千円（前年同期比52.9%減）、営業損失38,243千円（前年同期30,999千円の損失）となりました。

3. その他の地域（インド）

子会社リアルコムテクノロジーIndiaの業績として、売上高14,651千円（前年同期比2.2%増）、営業利益4,696千円（前年同期比4.1%増）となりました。なお、同社の売上高は全てグループ内からの売上となっております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計間における連結ベースのフリー・キャッシュフロー（「営業活動によるキャッシュ・フロー」＋「投資活動によるキャッシュ・フロー」）は21,507千円の資金の増加（前年同四半期は70,014千円の減少）となり、前年同四半期に対し91,521千円の改善となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、64,009千円となりました。主な減少要因は、事業譲渡益による減少83,720千円、未払費用の減少による減少51,671千円、売上債権の増加による減少4,967千円等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動からの収入は、85,516千円となりました。内訳は、事業譲渡による収入83,720円、定期預金の払戻による収入1,298千円、有形固定資産の取得に対する支出888千円、その他による収入1,390千円等となります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、34,989千円となりました。内訳は、借入手数料の支払額4,989千円と短期借入金の返済による支出30,000千円となります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループは、前連結会計年度において営業損失205,320千円、経常損失234,740千円を計上し、さらにのれんの減損等による特別損失414,103千円が発生したことから、当期純損失654,778千円を計上いたしました。また、3期連続で当期純損失を計上することとなり、その結果、前連結会計年度末の純資産は339,669千円の債務超過になっております。当該状況により、前連結会計年度末において、当社グループにおいては継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりました。当第3四半期連結会計期間においては、営業損失3,489千円、経常損失8,413千円、米国事業売却により四半期純利益73,178千円を計上しておりますが、当第3四半期連結会計期間末では引き続き債務超過となっております。当該状況より、当社グループにおいては継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、引き続き、以下の施策に取り組んでおります。

（1）財務基盤の強化

財務基盤の強化については、足元資金繰りの安定化として、唯一の借入先である株式会社三菱東京UFJ銀行から返済期日の延長等による継続的な支援及びつなぎ資金として事業会社（オープンアクセスフィア株式会社）から当社資産を担保とした借入を実行する一方、米国事業において一部事業売却による売却収入を実現しました。なお、つなぎ資金としての事業会社からの借入については、米国事業売却収入の一部により3月末現在、全額返済しております。また、米国事業については、引き続き資産売却等を行い、国内事業へ経営資源を集中する体制を整え、リアルコム単体における資本業務提携を早期に実現することにより、財務基盤の強化を図ってまいります。

（2）収益力の強化

収益力強化については、リアルコム単体において、KnowledgeMarket及びNintex社製品のライセンス、SI、保守売上及びコンサルティング売上などを堅調に維持しており、今後、一部立ち上がりを見せているスマートフォン関連サービスやマイクロソフト製品であるSharePoint関連クラウドサービスの本格稼働により収益基盤の強化を図ってまいります。尚、当第3四半期連結累計期間におけるリアルコム単体の業績については、売上高が前年同期比1.8%増となり、営業損益、経常損益ともに黒字化を達成しており、効率的な事業運営により収益回復基調となっております。また、米国事業については、引き続き資産売却等を行い、国内事業へ経営資源を集中する体制を整えることにより、国内事業のいっそうの収益強化を図ってまいります。

これら施策を着実に実行することにより、早期に債務超過を解消し、経営基盤の安定化を図ってまいります。

しかしながら、財務基盤強化については関係者との協議を行いながら進めている途上であるため、また、収益力の強化への取組の実現の時期などについても、当社を取り巻く経営環境は依然厳しいものと予想されることから現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、14,732千円(前年同期22,841千円)であります。なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループは、前連結会計年度末において債務超過となっており、当第3四半期連結会計期間末においても当該状況を解消出来ておりません。当該状況を解消し、経営の安定化を図ることが最重要経営課題との認識のもと、引き続き「財務基盤の強化」、「収益力の強化」の施策に取り組んでおります。当社グループとしては、国内事業を中心に「収益力の強化」を図ってまいりますが、一方で「財務基盤の強化」においては、米国事業において外部資本導入もしくは一部資産売却により国内事業への集中を図るとともに、リアルコム単体では資本業務提携字実現に向けて取り組みを行っております。これらについては、各関係者と協議を行いながら進めている状況であり、財務基盤強化のスキームによっては、今後の数値予想に大きな変動が生じることが考えられることより、平成23年6月期の通期見通しについては、財務基盤強化の施策により数値予想に見通りが立った時点で、速やかに発表する予定であります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	58,080
計	58,080

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年5月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	16,172	16,172	東京証券取引所 (マザーズ)	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	16,172	16,172	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成23年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む)により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権
(平成13年8月6日臨時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	76 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000 (注)4
新株予約権の行使期間	自平成15年8月7日 至平成23年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株引受権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の株式数を減じております。

2. 新株引受権の行使の条件

新株引受権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本証券業協会の店頭売買有価証券登録原簿に登録(以下「店頭登録」という)され、又は日本国内の証券取引所に上場(以下「上場」という)され、店頭登録の日又は上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株引受権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株引受権を行使できるものとします。

新株引受権の割当を受けた者は、新株引受権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員又は取締役であることを要します。

新株引受権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株引受権を行使することができるものとします。

その他の新株引受権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株引受権割当契約」に定めております。

3. 付与株式数は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、当社が株式分割又は株式併合により時価を下回る払込価格で新株の発行(転換社債又は優先株式の転換、新株引受権証券による権利行使の場合を含まない)をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金}}{\text{調整前発行価格}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

6. 平成17年8月25日の取締役会決議により、平成17年9月26日付で1株を4株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成14年9月27日定時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	26 (注)1、3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	104 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,750 (注)4
新株予約権の行使期間	自平成16年9月28日 至平成24年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,750 資本組入額 39,375
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本証券業協会の店頭売買有価証券登録原簿に登録(以下「店頭登録」という)され、又は日本国内の証券取引所に上場(以下「上場」という)され、店頭登録の日又は上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 付与株式数及び新株予約権の総数

付与株式数は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

新株予約権の行使により発行する株式数は1株とし、対象者への配分に関しては取締役会に一任するものとします。ただし、上記3. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行います。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が株式分割又は株式併合により時価を下回る払込価格で新株の発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。
6. 平成17年8月25日の取締役会決議により、平成17年9月26日付で1株を4株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成14年9月27日定時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	16 (注)1、3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	64 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,750 (注)4
新株予約権の行使期間	自平成16年9月28日 至平成24年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,750 資本組入額 39,375
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本証券業協会の店頭売買有価証券登録原簿に登録（以下「店頭登録」という）され、又は日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という）され、店頭登録の日又は上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 付与株式数及び新株予約権の総数

付与株式数は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

新株予約権の行使により発行する株式数は1株とし、対象者への配分に関しては取締役会に一任するものとします。ただし、上記3. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行います。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、当社が株式分割又は株式併合により時価を下回る払込価格で新株の発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

6. 平成17年8月25日の取締役会決議により、平成17年9月26日付で1株を4株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成15年9月26日定時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	44 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	176 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,750 (注)4
新株予約権の行使期間	自平成17年9月27日 至平成25年9月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,750 資本組入額 39,375
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本証券業協会の店頭売買有価証券登録原簿に登録（以下「店頭登録」という）され、又は日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という）され、店頭登録の日又は上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 付与株式数及び新株予約権の総数

付与株式数は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

新株予約権の行使により発行する株式数は1株とし、対象者への配分に関しては取締役会に一任するものとします。ただし、上記3. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行います。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、新株予約権付と日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株の発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）するときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

6. 平成17年8月25日の取締役会決議により、平成17年9月26日付で1株を4株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成16年9月24日定時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	34 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	136 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	112,500 (注)4
新株予約権の行使期間	自平成18年9月25日 至平成26年9月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 112,500 資本組入額 56,250
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本証券業協会の店頭売買有価証券登録原簿に登録(以下「店頭登録」という)され、又は日本国内の証券取引所に上場(以下「上場」という)され、店頭登録の日又は上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事情が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。
6. 平成17年8月25日の取締役会決議により、平成17年9月26日付で1株を4株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成17年9月22日定時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	220 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	220 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	112,500 (注)4
新株予約権の行使期間	自平成19年9月23日 至平成27年9月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 112,500 資本組入額 56,250
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という）され、店頭登録の日又は上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割・株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事情が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
（平成18年1月25日臨時株主総会決議）

区分	第3四半期会計期間末現在 （平成23年3月31日）
新株予約権の数（個）	40 （注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	40 （注）1、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	150,000 （注）4
新株予約権の行使期間	自平成18年2月1日 至平成28年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 150,000 資本組入額 75,000
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1. 新株予約権数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使することができないものとします。

当社は、取締役会の定めるところにより、新株予約権発行後、当社が他社に吸収合併される場合又は他社との新設合併を行う場合、株式交換又は株式移転を行う場合、その他の調整の必要が生じた場合は、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数、払込金額、新株予約権の行使期間その他について必要と認められる調整を行い、また権利行使を制限し、未行使の権利を失効させることができます。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできないものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 払込金額の調整を行った場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{1株当たり調整前払込金額}}{\text{1株当たり調整後払込金額}}$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で当社の普通株式を発行又は処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。なお、自己株式処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は、「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替えます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} \cdot \text{自己株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{(\text{既発行株式数} \cdot \text{自己株式数}) + \text{新規発行株式数}}$$

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

会社法第238条及び会社法第309条の規定に基づく新株予約権
(平成18年6月30日臨時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	116 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	116 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150,000 (注)4
新株予約権の行使期間	自平成20年7月1日 至平成28年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150,000 資本組入額 75,000
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という）され、上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事情が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

会社法第238条及び会社法第309条の規定に基づく新株予約権
（平成18年6月30日臨時株主総会決議）

区分	第3四半期会計期間末現在 （平成23年3月31日）
新株予約権の数（個）	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	30 （注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	150,000 （注）3
新株予約権の行使期間	自平成20年7月1日 至平成28年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 150,000 資本組入額 75,000
新株予約権の行使の条件	（注）1
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という）され、上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事情が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

4. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

会社法第238条及び会社法第309条の規定に基づく新株予約権
(平成19年6月19日臨時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	13 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	350,000 (注)4
新株予約権の行使期間	自平成21年6月20日 至平成29年6月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 350,000 資本組入額 175,000
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場(以下「上場」という)され、上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事情が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

会社法第238条及び会社法第309条の規定に基づく新株予約権
(平成20年9月26日定時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	60
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	58,000 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成21年4月4日 至平成24年4月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 58,000 資本組入額 29,000
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時においても、当社子会社の従業員でなければならない。ただし、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めており

ます。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割・株式併合の比率})$$

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事情が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

4. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

会社法第236条、第238及び第240条の規定に基づく新株予約権
(平成22年5月19日取締役会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	8
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	56,376 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成23年7月1日 至平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 56,376 資本組入額 28,188
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という）され、上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社の子会社の従業員であることを要します。ただし、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割・株式併合の比率})$$

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事情が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

4. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

会社法第236条、第238及び第240条の規定に基づく新株予約権
(平成22年5月19日定時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	7
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	56,376 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成24年7月1日 至平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 56,376 資本組入額 28,188
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という）され、上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社の子会社の従業員であることを要します。ただし、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割・株式併合の比率})$$

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事情が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

4. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成23年1月1～ 平成23年3月31日	-	16,172	-	767,150	-	420,149

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,172	16,172	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	16,172	-	-
総株主の議決権	-	16,172	-

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成23年 1月	2月	3月
最高(円)	47,700	33,400	29,000	26,810	25,500	41,500	39,800	34,500	29,820
最低(円)	36,300	24,510	25,500	19,900	18,250	20,300	29,300	26,300	14,500

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものです。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年7月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年7月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年7月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年7月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、霞が関監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	42,233	123,406
売掛金	87,026	124,798
仕掛品	5,133	431
原材料及び貯蔵品	184	21
その他	18,780	24,831
貸倒引当金	3,432	4,732
流動資産合計	149,925	268,756
固定資産		
有形固定資産	15,577 ¹	17,085 ¹
無形固定資産	2,015	15,532 ²
投資その他の資産	13,439	19,214
固定資産合計	31,032	51,833
資産合計	180,957	320,590
負債の部		
流動負債		
買掛金	12,162	19,128
短期借入金	425,778	80,000
1年内返済予定の長期借入金	-	341,076
未払法人税等	6,259	6,635
前受金	40,479	144,576
その他	32,536	62,590
流動負債合計	517,215	654,008
固定負債		
長期借入金	-	6,034
その他	212	217
固定負債合計	212	6,251
負債合計	517,428	660,259
純資産の部		
株主資本		
資本金	767,150	767,150
資本剰余金	420,149	420,149
利益剰余金	1,492,654	1,481,613
株主資本合計	305,355	294,314
評価・換算差額等		
為替換算調整勘定	38,799	53,990
評価・換算差額等合計	38,799	53,990
新株予約権	1,465	2,363
少数株主持分	6,218	6,271
純資産合計	336,470	339,669
負債純資産合計	180,957	320,590

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
売上高	570,863	522,409
売上原価	234,795	209,304
売上総利益	336,067	313,104
販売費及び一般管理費		
役員報酬	67,588	44,843
給料	79,545	78,465
支払手数料	52,588	60,136
研究開発費	70,149	53,868
減価償却費	43,436	2,514
その他	150,118	121,866
販売費及び一般管理費合計	463,427	361,694
営業損失()	127,360	48,589
営業外収益		
受取利息	193	341
その他	51	340
営業外収益合計	245	682
営業外費用		
支払利息	5,915	8,780
支払手数料	-	7,898
為替差損	5,515	17,279
その他	670	21
営業外費用合計	12,101	33,980
経常損失()	139,216	81,887
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	1,540
新株予約権戻入益	-	1,115
事業譲渡益	-	83,720
特別利益合計	-	86,375
特別損失		
固定資産除却損	-	5
固定資産売却損	12	-
減損損失	-	8,360
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	3,707
特別損失合計	12	12,072
税金等調整前四半期純損失()	139,229	7,583
法人税、住民税及び事業税	3,305	3,509
法人税等合計	3,305	3,509
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	11,093
少数株主利益又は少数株主損失()	1,579	52
四半期純損失()	144,114	11,040

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
売上高	187,283	186,839
売上原価	83,267	74,358
売上総利益	104,015	112,481
販売費及び一般管理費		
役員報酬	22,767	13,809
給料	28,067	27,711
支払手数料	15,620	22,383
研究開発費	22,841	14,732
減価償却費	14,114	610
その他	55,317	36,723
販売費及び一般管理費合計	158,729	115,971
営業損失()	54,713	3,489
営業外収益		
受取利息	86	6
為替差益	2,100	3,019
その他	9	151
営業外収益合計	2,196	3,177
営業外費用		
支払利息	2,058	3,111
支払手数料	-	4,989
その他	67	0
営業外費用合計	2,125	8,101
経常損失()	54,641	8,413
特別利益		
新株予約権戻入益	-	220
事業譲渡益	-	83,720
特別利益合計	-	83,940
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	54,641	75,526
法人税、住民税及び事業税	211	1,661
法人税等合計	211	1,661
少数株主損益調整前四半期純利益	-	73,864
少数株主利益	1,364	686
四半期純利益又は四半期純損失()	56,218	73,178

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	139,229	7,583
減価償却費	12,786	7,230
貸倒引当金の増減額(は減少)	3,662	1,163
ソフトウェア償却費	-	1,906
のれん償却額	39,268	-
株式報酬費用	162	218
有形固定資産除却損	-	5
有形固定資産売却損益(は益)	12	-
減損損失	-	8,360
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	4,280
事業譲渡損益(は益)	-	83,720
為替差損益(は益)	4,169	42
受取利息及び受取配当金	193	341
支払利息	5,915	8,780
支払手数料	-	7,898
売上債権の増減額(は増加)	7,846	36,500
たな卸資産の増減額(は増加)	3,206	4,865
未払費用の増減額(は減少)	8	5,188
未収入金の増減額(は増加)	196	3
その他の流動資産の増減額(は増加)	16,577	1,001
仕入債務の増減額(は減少)	20,649	6,966
未払金の増減額(は減少)	2,387	27,842
前受金の増減額(は減少)	90,349	103,268
その他の流動負債の増減額(は減少)	13,106	2,336
小計	165,595	164,463
利息及び配当金の受取額	217	407
利息の支払額	4,512	4,425
法人税等の支払額	3,487	6,340
営業活動によるキャッシュ・フロー	173,377	174,820
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	30	-
定期預金の払戻による収入	20,000	1,298
有形固定資産の取得による支出	3,656	2,451
有形固定資産の売却による収入	5	-
事業譲渡による収入	-	83,720
短期貸付けによる支出	6,877	100
従業員に対する貸付金の回収による収入	197	6,279
その他	45	1,390
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,683	90,136
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	80,000	110,000
短期借入金の返済による支出	80,000	110,000
長期借入金の返済による支出	62,194	1,332
借入手数料の支払額	-	7,898
財務活動によるキャッシュ・フロー	62,194	9,230
現金及び現金同等物に係る換算差額	447	14,140
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	225,440	79,774
現金及び現金同等物の期首残高	368,664	121,591
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 143,223	* 41,817

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結会計期間
(自平成23年1月1日
至平成23年3月31日)

当社グループは、前連結会計年度において営業損失205,320千円、経常損失234,740千円を計上し、さらにのれんの減損等による特別損失414,103千円が発生したことから、当期純損失654,778千円を計上いたしました。また、3期連続で当期純損失を計上することとなり、その結果、前連結会計年度末の純資産は339,669千円の債務超過になっております。当該状況により、前連結会計年度末において、当社グループにおいては継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりました。当第3四半期連結会計期間においては、営業損失3,489千円、経常損失8,413千円、米国事業売却により四半期純利益73,178千円を計上しておりますが、当第3四半期連結会計期間末では引き続き債務超過となっております。当該状況より、当社グループにおいては継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、引き続き、以下の施策に取り組んでおります。

(1) 財務基盤の強化

財務基盤の強化については、足元資金繰りの安定化として、唯一の借入先である株式会社三菱東京UFJ銀行から返済期日の延長等による継続的な支援及びつなぎ資金として事業会社（オープンアクセスフィア株式会社）から当社資産を担保とした借入を実行する一方、米国事業において一部事業売却による売却収入を実現しました。なお、つなぎ資金としての事業会社からの借入については、米国事業売却収入の一部により3月末現在、全額返済しております。また、米国事業については、引き続き資産売却等を行い、国内事業へ経営資源を集中する体制を整え、リアルコム単体における資本業務提携を早期に実現することにより、財務基盤の強化を図って参ります。

(2) 収益力の強化

収益力強化については、リアルコム単体において、KnowledgeMarket及びNintex社製品のライセンス、SI、保守売上及びコンサルティング売上などを堅調に維持しており、今後、一部立ち上がりを見せているスマートフォン関連サービスやマイクロソフト製品であるSharePoint関連クラウドサービスの本格稼働により収益基盤の強化を図ってまいります。尚、当第3四半期連結累計期間におけるリアルコム単体の業績については、売上が前年同期比1.8%増となり、営業損益、経常損益ともに黒字化を達成しており、効率的な事業運営により収益回復基調となっております。また、米国事業については、引き続き資産売却等を行い、国内事業へ経営資源を集中する体制を整えることにより、国内事業のいっそうの収益強化を図ってまいります。

これら施策を着実に実行することにより、早期に債務超過を解消し、経営基盤の安定化を図ってまいります。

しかしながら、財務基盤強化については関係者との協議を行いながら進めている途上であるため、また、収益力の強化への取組の実現の時期などについても、当社を取り巻く経営環境は依然厳しいものと予想されることから現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当第3四半期連結累計期間の営業損失及び経常損失は573千円増加し、税金等調整前四半期純損失が4,280千円増加しています。また、当会計基準等の適用開始により、投資その他の資産が4,280千円減少しております。</p>

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
(四半期連結損益計算書)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失()」の科目で表示しております。</p>

	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
(四半期連結損益計算書)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	<p>定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末 (平成22年6月30日)
1.有形固定資産の減価償却累計額は、59,448千円であります。	1.有形固定資産の減価償却累計額は、56,084千円であります。
	2.資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 17,696千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在)		現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在)	
現金及び預金勘定	145,115千円	現金及び預金勘定	42,233千円
預金期間が3ヶ月を超える定期預金	1,891千円	預金期間が3ヶ月を超える定期預金	415千円
現金及び現金同等物	143,223千円	現金及び現金同等物	41,817千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年7月1日至平成23年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

普通株式 16,172株

2.自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3.新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 1,465千円

4.配当に関する事項

該当事項はありません。

5.株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

当連結グループは、ソフトウェアの開発、関連サービス並びにこれらに付帯する事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

前第3四半期連結累計期間(自平成21年7月1日至平成22年3月31日)

当連結グループは、ソフトウェアの開発、関連サービス並びにこれらに付帯する事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

	日本 (千円)	北米 (千円)	その他の 地域 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
(1) 外部顧客に対する売上高	166,986	20,297	-	187,283	-	187,283
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	61	-	10,490	10,551	10,551	-
計	167,047	20,297	10,490	197,834	10,551	187,283
営業利益又は営業損失()	9,830	40,944	4,290	55,066	352	54,713

前第3四半期連結累計期間(自平成21年7月1日至平成22年3月31日)

	日本 (千円)	北米 (千円)	その他の 地域 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
(1) 外部顧客に対する売上高	473,662	97,200	-	570,863	-	570,863
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	221	-	39,400	39,621	39,621	-
計	473,883	97,200	39,400	610,484	39,621	570,863
営業利益又は営業損失()	33,299	97,563	3,681	127,180	179	127,360

(注) 1. 国又は地域は、地理的接近度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

北米.....米国

その他の地域.....インド

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成22年1月1日至平成22年3月31日）

	北米	計
海外売上高（千円）	20,297	20,297
連結売上高（千円）		187,283
連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	10.8	10.8

前第3四半期連結累計期間（自平成21年7月1日至平成22年3月31日）

	北米	計
海外売上高（千円）	97,200	97,200
連結売上高（千円）		570,863
連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	17.0	17.0

（注）1．国又は地域は、地理的接近度により区分しております。

2．各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

（1）北米……米国

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主として国内及び海外におけるソフトウェア開発、関連サービス並びにこれらに付帯する事業を行っており、当社並びに各子会社別に事業計画を立案し、また、業績評価や投資意思決定を行っております。したがって、当社グループの報告セグメントは、地域のセグメントを基礎として、「日本」及び「北米」についてはさらに会社別にセグメントを認識する方法により、「日本」での2社、「北米」での1社及び「その他地域」1社の4つのセグメントとしております。

2．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成22年7月1日至平成23年3月31日）

（単位：千円）

	日本		北米	その他 地域 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	リアルコム	その他	Real com US				
(1) 外部顧客への 売上高	467,233	12,725	42,450	-	522,409	-	522,409
(2) セグメント間 の内部売上高又は 振替高	-	242	4,621	42,073	46,937	46,937	-
計	467,233	12,968	47,071	42,073	569,346	46,937	522,409
セグメント利益 又 は損失（ ）	35,269	33	93,411	10,108	48,067	521	48,589

当第3四半期連結会計期間（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）（単位：千円）

	日本		北米	その他 地域 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	リアルコム	その他	Realcom US				
(1) 外部顧客への 売上高	172,099	5,261	9,479	-	186,839	-	186,839
(2) セグメント間 の内部売上高又は 振替高	-	66	4,621	14,651	19,339	19,339	-
計	172,099	5,327	14,100	14,651	206,179	19,339	186,839
セグメント利益又 は損失()	29,097	1,107	38,243	4,696	3,340	148	3,489

(注)1. 「その他地域」には、インドの現地法人の事業活動を含んでおります。

2. セグメント間取引消却によるものです。

3. セグメント利益又は損失は四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第3四半期連結会計期間（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）

該当事項はございません。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末（平成23年3月31日）

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末（平成23年3月31日）

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末（平成23年3月31日）

当社グループではデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）

1. スtock・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 その他 218千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額及び科目名
特別利益 新株予約権戻入益 220千円

3. 当第3四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。

4. 当第3四半期連結会計期間における付与したストック・オプションの条件変更
該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結累計期間(自平成22年7月1日至平成23年3月31日)

Realcom US., Inc. 特定市場におけるAskMe事業の譲渡

(1) 分離先企業の名称、分離した事業の内容、分離を行った主な理由、事業分離方法及び法的形式を含む事業分離の概要

分離先企業の名称

CCH INCORPORATED

分離した事業の内容

下記特定市場におけるAskMe事業

1. 全世界における税務会計分野におけるProfessional Firm(監査法人、税理士法人等)に対するAskMe製品の独占販売権
2. 全世界における一般企業その他組織の税務会計法務部門ならびに弁護士事務所に対するAskMe製品の非独占販売権

事業分離を行った主な理由

当社は今期においては、財務基盤強化の一環として海外事業の再編に取り組んでまいりました。その施策の一環として、従前よりOEM契約先であったCCHへ特定の市場における本事業を譲渡することといたしました。

事業分離日

2011年3月15日

法的形式を含む事業分離の概要

永久ライセンス契約(特定市場におけるAskMe製品の独占及び非独占販売権付与)

(2) 実施した会計処理

移転損益の金額

83,720千円

移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

ロイヤリティー収入 473千円

(4) 事業別セグメントにおいて分離した事業が含まれていた事業区分

Realcom US., Inc

(資産除去債務関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末 (平成22年6月30日)
1株当たり純資産額 21,280.92円	1株当たり純資産額 21,537.48円

2. 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額 8,911.35円	1株当たり四半期純損失金額 682.72円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額		
四半期純損失()(千円)	144,114	11,040
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	144,114	11,040
期中平均株式数(株)	16,172	16,172
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

前第3四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額 3,476.26円	1株当たり四半期純利益金額 4,525.03円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	56,218	73,178
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益又は損失()(千円)	56,218	73,178
期中平均株式数(株)	16,172	16,172
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)
該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)
リース取引開始日が平成20年6月30日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は、前連結会計年度末のリース取引残高に比べて著しい変動が認められないため記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月12日

リアルコム株式会社
取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 劔持俊夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野村 聡 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているリアルコム株式会社の平成21年7月1日から平成22年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年7月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、リアルコム株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年4月1日において金融機関1行と借入金の借換え及び借入条件の変更を実行している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成 23 年 5 月 13 日

リアルコム株式会社
取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員 公認会計士 森内茂之印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 野村 聡 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているリアルコム株式会社の平成22年7月1日から平成23年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年7月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、リアルコム株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において重要な当期純損失を計上したことから債務超過の状況となった。当第3四半期連結累計期間においても、四半期純損失を計上し、当第3四半期連結会計期間末において336,470千円の債務超過の状況にある。当該状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
2. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。